

建築物以外のものに係る解体工事又は新築工事等（土木工事等）

- 1 解体工事に要する費用 _____ 円
 （直接工事費） （取引に係る消費税及び地方消費税の額を含まない。）
 （注）・解体工事の場合のみ記載する。
 ・解体工事に伴う分別解体及び積込みに要する費用とする。
 ・仮設費及び運搬費は含まない。

- 2 再資源化等に要する費用 _____ 円
 （直接工事費） （取引に係る消費税及び地方消費税の額を含まない。）
 （注）・運搬費を含む。

3 分別解体等の方法

	工程	作業内容	分別解体等の方法
工程ごとの作業内容及び解体方法	仮設	仮設工事 有 無	手作業 手作業・機械作業の併用
	土工	土工事 有 無	手作業 手作業・機械作業の併用
	基礎	基礎工事 有 無	手作業 手作業・機械作業の併用
	本体構造	本体構造の工事 有 無	手作業 手作業・機械作業の併用
	本体付属品	本体付属品の工事 有 無	手作業 手作業・機械作業の併用
	その他 ()	その他の工事 有 無	手作業 手作業・機械作業の併用

（注）分別解体等の方法については、該当がない場合は記載の必要はない。

4 再資源化等をする施設の名称及び所在地

特定建設資材廃棄物の種類	施設の名称	所在地